



地域の身近な相談相手

## 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、行政・関係機関・事業者などと連携して地域福祉を推進しています。

### 民生委員・児童委員とは

地域住民の一人として、地域福祉を担う「非常勤の地方公務員（無報酬）」です。地域のよき「相談相手」であるとともに、専門機関への「橋渡し役」として、全国各地で活動しています。市内では、約420人の民生委員・児童委員が活躍しています。

### 主任児童委員とは

児童福祉に関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。学校や児童福祉機関などの連絡調整や、地区担当の民生委員・児童委員と連携して、子育て支援や児童の健全育成活動などを行っています。

### 秘密は守られます

民生委員・児童委員には守秘義務があります。個人情報やプライバシーに配慮した支援活動を行っているため、安心してご相談ください。

### 活動内容

#### ●地域福祉活動

在宅高齢者実態調査などによる高齢者の確認や登下校時の見守り、学校行事への参加、子育てサロンへの協力などを行っています。

#### ●相談・支援活動

担当区域内の高齢者の心配事や子育ての悩みなど、様々な相談に対し、専門機関への橋渡しや行政・地域包括支援センター・学校などと連携した対応を行います。

5月12日は

### 民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員の活動に興味がある人は、福祉総務課にお問い合わせください。



### 問合せ

福祉総務課

☎0545(5)2757 FAX0545(2)2260

✉fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら



地域で見守る、高齢者の安心な暮らし

## 高齢者虐待を防ぎましょう

高齢化の進行に伴い、誰もが高齢者虐待に直面する可能性があります。虐待を防ぐことが出来る地域にしていきたいです。

### 高齢者虐待とは？

虐待には、目に見える暴力だけでなく、次のように多様な形があります。

- ・**身体的虐待**：暴力を振るったり、無理やり拘束したりする
- ・**介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）**：食事や入浴、医療など、必要な世話をしない
- ・**心理的虐待**：言葉の暴力や無視など、精神的な苦痛を与える
- ・**性的虐待**：本人の合意なく、わいせつな行為をしたり、裸にしたりする
- ・**経済的虐待**：本人の同意なく、年金や預金を使う

### 高齢者虐待は身近な問題です

虐待は、献身的な介護や支援の負担が重なった結果、起きることがあります。

終わりが見えない不安や心身の疲労、孤立などの極限のストレスの中で、つい手が出てしまったり、強い言葉をぶつけてしまったりすることがあると言われています。

### 深刻な事態を防ぐために

虐待を早期に発見し、深刻な事態を防ぐためには、高齢者や介護者への地域の温かい見守りや支えあい、介護や認知症への正しい理解が必要です。

#### ★介護をしている人へ

相談は、ご本人とあなたを守るための第一歩です。一人で抱え込まず、まずはお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

#### ★地域の皆さんへ

「少し心配だな」という気づきは、介護や認知症の悩みを抱えた人からの大切なサインかもしれません。その気づきが、安心して暮らし続けるための大きな力になります。ぜひ、お近くの地域包括支援センターへご相談ください。

### 問合せ

高齢者支援課

☎0545(5)2651 FAX0545(5)2600

✉ho-kouraisen@div.city.fuji.shizuoka.jp

地域包括支援センターは市内に8か所あります



認知症サポーター養成講座を開催しています

